

福岡県公報

平成18年1月13日
第2482号

目次

告示(第60号-第74号)

- 情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等
(高度情報政策課) 1
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (治山課) 2
- 救急病院でなくなった病院等 (医療指導課) 2
- 土地改良区の清算人の就任の取消し (農地計画課) 2
- 土地改良区の清算人の就任 (農地計画課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) 3
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (治山課) 4
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(治山課) 4
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(治山課) 4
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(治山課) 5
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(治山課) 5
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農地計画課) 5
- 過疎地域自立促進特別措置法に基づく村道の改築工事の開始
(道路建設課) 5

公 告

- 福岡県土木部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催
(企画課) 6
- 競争入札の参加者の資格等 (総務事務センター) 6
- 一般競争入札の実施 (農政課) 7
- 公的個人認証サービスに用いる福岡県知事の自己署名証明書等のフ
ィンガープリント (高度情報政策課) 10

監査委員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) 10

雑 報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見
募集 (生活衛生課) 13

告 示

福岡県告示第60号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年福岡県規則第25号)第3条及び第4条第4項の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに電子署名を要する申請等を公示する。

平成18年1月13日

福岡県知事 麻 生 渡

情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条 項	使用の開始日	対象手続
税理士法(昭和26年法律第237号)	第30条並びに第33条の2第1項及び第2項	平成18年1月16日	税務代理権限証書の提出、計算事項を記載した書面の添付及び審査事項等を記載した書面の添付

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）	第20条の13及び第20条の18	平成18年1月16日	法人等の県民税の申告及び法人の事業税の申告
------------------------	------------------	------------	-----------------------

福岡県告示第61号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年1月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成7年12月13日農林水産省告示第2002号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第62号

次に掲げる病院は、平成17年12月13日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成18年1月13日

福岡県知事 麻生 渡

病 院 の 名 称	所 在 地
松永病院	福岡市城南区片江1-4-38

福岡県告示第63号

土地改良区の清算人の就任（平成17年12月福岡県告示第2498号）は取り消す。

平成18年1月13日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第64号

解散した清算法人金川土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年1月13日

福岡県知事 麻生 渡

氏 名	住 所
今 福 円 次	甘木市大字屋永3564番地
田 中 友 喜	〃 〃 3180番地
井 本 勝 彦	〃 〃 2896番地
植 木 幸 市	〃 大字桑原275番地 1
林 茂 利	〃 大字牛鶴447番地 2
林 康 正	〃 〃 1210番地
水 城 富士弥	〃 大字田島213番地 3
佐 藤 稜 人	〃 大字中島田251番地 2
奥 野 享	〃 〃 19番地
平 木 勝 俊	〃 大字小田1088番地 1
矢 野 博 巳	〃 〃 1734番地 1
小 島 八壽孝	〃 〃 648番地 1
松 岡 吉 寛	〃 大字相窪658番地
今 村 豊	〃 大字古賀217番地
加 峰 勇	〃 大字桑原605番地
釜 堀 正 治	〃 大字屋永857番地 1

井上 孝司

〃 大字中島田602番地3

福岡県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年1月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	岡 垣 線 遠 賀	前	遠賀郡遠賀町大字今古賀509番5先から 同郡同町大字今古賀508番4先まで	16.6 ～ 19.5	39.0
			後	遠賀郡遠賀町大字今古賀509番地4先から 同郡同町大字今古賀508番4先まで	16.6 ～ 21.5	47.8

福岡県告示第66号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年1月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成17年12月15日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称

特定非営利活動法人帆柱自然公園愛護会

- 代表者の氏名

豊沢 一男

- 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡東区尾倉1481番地1 帆柱ケーブル株式会社内

- 定款に記載された目的

この法人は帆柱自然公園を中心とする自然環境や動植物の保全・保護に努めるため、森林を「守る」活動、歴史・文化を「伝える」活動、そして自然と人間との共生の心を「育てる」活動を進め、市民の健やかな心身の育成とともに環境都市づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第67号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年1月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成17年12月19日
- 申請に係る特定非営利活動法人

- 名称

特定非営利活動法人北九州DARC

- 代表者の氏名

佐藤 誠

- 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区片野四丁目13番30号 片野タカケンビル1F

- 定款に記載された目的

この法人は、薬物依存症者及びその家族に対して、包括的に回復及び社会復帰を支援する事業並びに青少年を中心に広く一般に薬物依存症に関する啓発事業を行い

、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第68号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年1月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字添田字吉祥寺クエノ谷335の1、335の2、336、字吉祥寺小谷337（次の図に示す部分に限る。）、字白木谷344、字吉祥寺東谷348の2、349の1、363の2から363の9まで、363の11から363の13まで、363の15、363の16、363の19、363の22、363の23、363の25、349の3・363の14・363の18・363の20（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字吉祥寺東谷山ノ神349の2（次の図に示す部分に限る。）、字吉祥寺351、354、356の3、356の5、357、358・359合併、360の1、360の2、361、460、462の1、701の1、702の1、709の1、353・458・469の1・470の1・470の2・473（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字吉祥寺徳和谷355（次の図に示す部分に限る。）、字吉祥寺西谷362の2から362の12まで、362の14から362の19まで、362の21、362の23から362の32まで、362の22（次の図に示す部分に限る。）、字吉祥寺大苅野364の2、字吉祥寺ヨリ大苅野迄364の3から364の6まで、364の8、364の9、364の11から364の13まで、364の16、364の17、364の19から364の25まで、364の27、364の32、364の10・364の14・364の15・364の18（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字尾原ヨリ弓張迄365の2から365の43まで、365の50、字吉祥寺木落谷456（次の図に示す部分に限る。）、字木落シ457、459、字蔵永谷475、639（次の図に示す部分に限る。）、字吉祥寺狐迫707、708、711

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第69号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成18年1月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成14年3月6日農林水産省告示第576号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第70号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成18年1月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年5月15日農林水産省告示第673号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第71号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成18年1月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年8月23日農林水産省告示第1115号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第72号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知

を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成18年1月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年5月25日農林水産省告示第837号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び嘉穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第73号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年1月13日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営福吉地区土地改良(区画整理)事業変更計画書の写し	平成18年1月13日から 平成18年2月10日まで	二丈町役場

福岡県告示第74号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定に基づき村道の改築工事を開始するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成12年政令第175号)第8条第2項の規定により次のように告示する。

平成18年1月13日

福岡県知事 麻 生 渡

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
星野石割岳黒木線	八女郡星野村字大小17167番5 先から同郡同村字大久保16577 番5先まで	道路改良工事	平成18年1月13日

公 告

公告

平成17年度福岡県土木部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第6回）が次のように公開されるので、公告する。

平成18年1月13日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 日時
平成18年1月17日午後1時30分
- 2 会場
福岡市博多区吉塚本町13番50号
福岡県吉塚合同庁舎 604B会議室
- 3 予定議案
(1) ダム事業（清瀧ダム）について
- 4 会議の公開
会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10名を超えた場合は抽選により傍聴者を決定する。
- 5 問い合わせ先
福岡県土木部企画課企画班（福岡市博多区東公園7番7号電話092-643-3696）

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します

。

平成18年1月13日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
福岡県農業総合試験場電力供給
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加できない者
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(ウ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
 - (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - エ 流動比率
 - オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成18年2月17日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年1月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 名称
福岡県農業総合試験場電力供給

(2) 特質等
入札説明書による。

(3) 供給期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(4) 供給場所
福岡県農業総合試験場
筑紫野市大字吉木587番地

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月1日福岡県告示第719号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先
政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格
一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加

資格をいう。以下同じ。）

平成18年3月1日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13-11（その他）で、「AA」の等級に格付けされている者
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成17年4月1日17総セ第35号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県農業総合試験場管理部会計課
〒818-8549 筑紫野市大字吉木587番地
電話番号 092-924-2898

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

- (1) 期間
平成18年1月13日（金）から同年3月1日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 場所
5の部局とする。

8 仕様等に対する質疑応答

仕様等に対する質問は、文書により、次の受付場所へ持参し、又は郵送により行うものとする。また、質問に対する回答は、回答書を作成し、閲覧により行うものとする。

(1) 受付場所

5の部局とする。

(2) 受付期限

平成18年2月3日(金)午後5時00分まで

(3) 閲覧場所

福岡県農業総合試験場管理部会計課

(4) 閲覧期間

平成18年2月13日(月)から同年3月1日(水)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成18年3月1日(水)午後5時00分

(3) 提出方法

直接又は郵便(書留郵便に限る。受領期間内必着)で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県農業総合試験場1階会議室

筑紫野市大字吉木587番地

(2) 日時

平成18年3月3日(金)午前10時00分

12 落札者がいない場合の処置

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合であって、そのすべての同意が得られればその場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った

者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときには、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to use in Fukuoka Agricultural Research Center.
- (2) Delivery period : From 1 April, 2006 through 31 March, 2007.
- (3) Delivery place : Fukuoka Agricultural Research Center.
- (4) Time limit for Tender : 5:00 PM, 1 March, 2006.
- (5) Contact point where Documents for tendering a bid are available : Accounting Division, Department of General Administration, Fukuoka Agricultural Research Center, 587 Yoshiki, Chikushino City, 812-8549, Japan.
 Tel : 092-924-2898

公告

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の規定に基づく公的個人認証サービスに用いる福岡県知事の自己署名証明書（以下「知事の自己署名証明書」という。）及び公的個人認証サービスブリッジ認証局の自己署名証明書（以下「認証局の自己署名証明書」という。）のフィンガープリントを次のとおり公示します。

平成18年1月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 知事の自己署名証明書のフィンガープリント

知事の自己署名証明書に関し、次表左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表右欄に掲げるとおりです。

ハッシュ関数	フィンガープリント
SHA-1	485CAF1D70ED20E201044B031E1584F66E8E9542

2 認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

認証局の自己署名証明書に関し、次表左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表右欄に掲げるとおりです。

ハッシュ関数	フィンガープリント
SHA-1	2DFF6336E33A4829AA009F01A1801EE7EBA582BB

注 SHA-1により算出したフィンガープリントは、40桁の16進数であり、「0」～「9」及び「A」～「F」の文字の組合せで示されます。ただし、フィンガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがあります。

監査委員

監査公表第17号

農政部、水産林務部出先機関の福岡農林事務所等37か所について実施した定期監査結果の報告（平成17年8月29日17監一第268号）に基づき、措置を講じた旨の通知があっ

たので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年1月13日

福岡県監査委員	福 本 義 雄
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	富 田 徳 二

17 林 政 第1907号
平成17年12月14日

福岡県監査委員 福 本 義 雄 殿
同 進 谷 庸 助 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 富 田 徳 二 殿

福岡県知事 麻 生 渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成17年8月29日付17監一第268号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
筑後農林事務所	工事請負契約の解除に伴う前払金余剰額に係る遅延利息（過年度分）が515,639円（1件）収入未済となっている。	現在、債務者は依然所在不明であり、その財産についても別法人の所有となっており、引き続き居住先の追跡調査を行うなど、債権回収に努めているところであります。

雑 報

公衆浴場入浴料金の今後のあり方に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行政推第92号）第2条第1項の規定により次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、所定の方法で提出してください。

平成18年1月13日

福岡県生活衛生営業審議会 会長 衛 藤 卓 也

1 意見募集の対象となる答申案

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条に基づく料金の指定については、大人、中人、小人ともにそれぞれ380円、170円、60円のまま据え置くことが適当である。

（理由）

- 1 普通公衆浴場の利用者の多くは、高齢者若しくは自家風呂を持たない世帯で占められており、これらの方々の生活への影響から、値上げについては慎重に当たる必要があること。
- 2 このほど県が実施した公衆浴場経営実態調査結果に基づき、収入及び必要経費の両面から試算した仮定料金単価は大人が390円であり、現行料金380円との差額は10円であった。前回の審議会において据え置きを答申した際の差額は9円であり、その差が1円であること。
- 3 仮定料金の差額については、普通公衆浴場営業者の理解と協力を得ながら、その経営努力等による収支の均衡を保つことが可能であると認められるとともに、公衆浴場営業者から料金引き上げの要望がないこと。
- 4 消費者物価指数の下落とともに、消費者には低価格志向が強まる中、平成16年6月には4年ぶりに大人料金の10円値上げを行ったばかりであること。

（補足意見）

県及び市町村におかれては、これまでも普通公衆浴場の経営の安定と確保を目的に所要の助成措置が講じられているところである。

このような中、昨今の燃料費の高騰など、普通公衆浴場業を取り巻く経営環境はさらに厳しさを増しており、入浴料金の値上げのみをもって経営の改善を図るには

限界があるものと思われる。

普通公衆浴場に課せられた自家風呂を持たない住民に対する入浴機会の提供という社会的使命や高齢者をはじめとする地域住民相互の交流の促進といった役割を十分に斟酌され、今後とも公的助成の充実や新たな活用方法の検討など、その振興による施設の確保に努める必要がある。

2 審議会における資料の閲覧場所

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7番8号）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642番地の1）
- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8番1号）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央一丁目2番1号）

3 意見書の提出期間 自 平成18年1月13日（金）

至 平成18年1月26日（木）

4 意見書の提出方法 資料添付の様式により、郵送又はファクシミリにて提出すること。

5 意見書の提出先 福岡県庁保健福祉部生活衛生課

〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

ファクシミリ 092-643-3282

発行 福岡県市博多区東公園七番七号
福岡県庁(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)